

Vol. 21 No. 84 2025年4月

公共用水域水質環境基準、地下水環境基準、土壤環境基準、排水基準等に係る告示の一部改正

令和7年3月31日に公共用水域水質環境基準、地下水環境基準、土壤環境基準、排水基準等に係る告示の一部を改正する省令が公布され、令和7年4月1日に施行されました。変更内容は以下の通りです。

様々な水質の分析方法に引用している日本産業規格JIS K 0102（工場排水試験方法）とJIS K 0101（工業用水試験方法）を統合し、JIS K 0102（-1, -2, -3, -4, -5）工業用水・工場排水試験方法として、新たに5部編成の規格群（下表参照）として令和6年10月21日に分冊化が行われました。分冊化に伴い、規格番号の変更が行われたことに加えて、分析技術の向上に対応した新たな分析方法が導入されたため、所要の告示改正が行われ令和7年4月1日より施行されました。

表 JIS-K0102 分冊化の内容

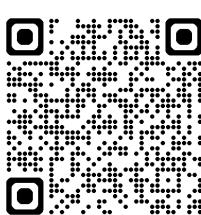
JIS K-0102-1 第1部：一般理化学試験方法
JIS K-0102-2 第2部：陰イオン類、アンモニウムイオン、有機体窒素、全窒素及び全りん
JIS K-0102-3 第3部：金属
JIS K-0102-4 第4部：有機物
JIS K-0102-5 第5部：生物及び生物学的影響

上記改正に併せ、弊社の計量証明書および分析結果報告書に記載される「計量方法」の規格番号が令和7年4月1日より変更されます。

なお、当該告示改正は、試験方法の規格番号の変更及び新たな分析方法の導入にかかることであり、各環境および排水基準の基準値の改正を伴うものではありません。

改正される主な規格番号の新旧対照表及び改正される告示の詳細は環境省のHPをご参照ください。

右記のQRコードは環境省の当該情報のリンク先です。



「大腸菌群数」から「大腸菌数」への改正

令和4年4月に公共用水域の水質汚濁に係る人の健康に関する環境基準及び地下水の水質汚濁に係る環境基準の「大腸菌群数」に係る環境基準が「大腸菌数」へと改正されました。これは、簡便な大腸菌の培養技術が確立されたことを踏まえ、より的確にふん便汚染をとらえることができる指標として見直されたものです。

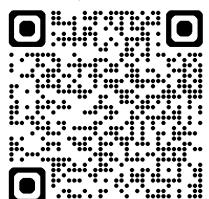
この内容を受け、排水基準を定める省令、下水道法施行令、建築基準法施行令、公衆浴場における水質基準等に関する指針が改正されることとなりました。この改正は、令和7年4月1より施行されています。

対象法令	改正内容
水質汚濁防止法施行令	「大腸菌群数」が 「大腸菌数」 に改正
排水基準を定める省令	大腸菌数 として 許容限度が800C FU（コロニー形成単位）/mL
下水道法施行令 公共下水道又は流域下水道からの放流水の水質基準	大腸菌数 として 800C FU/mL以下
建築基準法施行令 (浄化槽の汚水処理性能)	大腸菌数 として 800C FU/mL以下
公衆浴場における水質基準 等に関する指針	大腸菌 *として 1個/mL以下

※：公衆浴場の基準には数が付きません

【編集後記】

ソメイヨシノは春の風物詩で、花見の象徴として日本で親しまれています。しかし、クローン技術で増殖された特性から寿命が約60年と短く、多くの木が老化の危機に直面しています。そのため、次世代に桜を継ぐため、新しい品種の植樹が進んでいます。一方で、ソメイヨシノ特有の美しさを惜しむ声も多く、桜文化の継承が重要視されています。花見を楽しみながら未来の桜にも思いを馳せたいですね。



平成理研のHPがリニューアルしております。右記のQRコードをご参照ください。



平成理研株式会社は
環境マネジメントシステム ISO14001:2015 の認証取得事業所です。

環境科学センターは
品質マネジメントシステム ISO9001:2015 の認証取得事業所です。

業務内容

- ◆ 調査・分析・測定部門（水質・大気・土壤・食品・特殊分析・環境アセスメント）
- ◆ プラント・工事・メンテナンス部門（排水・用水処理の設計及び施工・各種メンテナンス）
- ◆ 水処理薬品部門（ボイラー・空調用水処理薬品・化学洗浄関連薬品他）
- ◆ 環境保全機器部門（滅菌剤・ろ過装置・各種測定計測器 他）